

東日本大震災から14年 ～大切なのは、すぐ逃げること～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、今年で14年です。死者15,900人、行方不明者2,523人(令和6年3月10日現在)など、多くのかたが津波により犠牲となりました。鳥羽市でも、南海トラフ地震が発生した場合、東日本大震災と同じような状況が起こる可能性があります。防災への備えを再確認し、防災意識をより一層高めましょう。

津波からの避難は、「より遠く、より高く！」

津波から命を守るために、**想定にとらわれず、迷わず、とにかく早く高い場所へ**避難しましょう。



自ら率先して避難することで、周りの人も避難行動に移すきっかけになります。

東日本大震災から得られた「**すぐ逃げる**」という教訓を決して忘れることなく、一人一人が日頃から意識を持って備えておくことが命を守ることに繋がります。

地震・津波に対する 日頃の備え

●家の中を安全に

避難の妨げになるような物が玄関や部屋の出入り口・通路(避難経路)に置いていないか、就寝中に倒れて下敷きになるような家具がないかなど、家の中の「危険な場所」「安全な場所」を確認して、整理整頓や家具固定など、必要な対策を講じてください。

●津波ハザードマップや避難経路と避難場所の確認

自宅・勤務先・学校などの周辺状況についてハザードマップを参考に、避難場所までの経路に危険箇所(細い路地やブロック塀など)がないかを確認してください。万が一に備え、複数の避難経路を想定しておくことが重要です。



津波ハザードマップ



避難所・避難場所

●非常持ち出し品のポイント

地震後の津波の避難場所は、基本的には屋外です。屋外での長時間の避難も想定してください。

- 日よけ対策や防寒対策など、季節に応じた対策をしましょう。
- 避難場所によっては、トイレがない場所もあります。携帯トイレも準備しましょう。
- 持ち運びやすいリュックや旅行かばんなど、自分にあった重さで準備しましょう。
- 水・電気・ガスなどのライフラインが止まった場合を想定し、それぞれに応じたものを準備しておきましょう。
- お年寄りや子どもに必要な物、感染症対策グッズ、そのほか自分にとって生活に必要なものを追加しましょう。



総務課防災危機管理室

☎ (25) 11118

一人一人が備えてこ！
防災力UP！鳥羽

vol.141

消費者トラブルにご用心!

vol.56

消費生活相談

受付時間：平日(祝日を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時
場 所：伊勢市岩淵1丁目7番29号
(伊勢市役所本庁東館3階)
伊勢市消費生活センター ☎ 0596 (21) 5717
観光商工課商工労政係 ☎ (25) 1156

アパート退去時のトラブルに注意!

引っ越しが多くなるこの時期、アパートを退去したら、フロアの張替えやフローリング修理など高額な修理代金を請求された」というような相談が寄せられます。入居のときから「契約書類」を確認するなど、退去時にトラブルにならないように備えましょう。

「トラブルにあわないために、次のことを確認しましょう」

入居時

- 契約書類(特に禁止・修繕・退去事項など)を確認する。
- 貸主立会のもと、部屋を確認し写真やメモで状態を記録しておく。

入居中

- 設備機器などの修繕が必要な場合は、速やかに貸主へ連絡する。

退去時

- 部屋の掃除後に入居者が点検し、貸主立ち会いのもと修

原状回復ガイドラインの例

カギ

- ①取替⇒**貸主**
- ②紛失、破損⇒**入居者**

台所の油污れ

通常の使用による損耗を超える(使用後の手入れが悪くススや油が付着している) ⇒**入居者**

風呂、トイレ、洗面台

清掃、手入れを怠った結果、水垢、カビなどの付着が生じた ⇒**入居者**

壁

- ①通常の使用による損耗(画鋲・エアコンの設置によるビス穴、日照によるクロスの変色) ⇒**貸主**
- ②通常の使用による損耗を超える(結露を放置してシミ発生、タバコのヤニによる変色や臭い付着など) ⇒**入居者**

ドライン

※国土交通省による原状回復をめぐるトラブルとガイドライン



●修繕費の明細を出してもらい納得がいけない場合は「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」※を参考に貸主と話し合う。
※国土交通省による原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

困ったときは、気軽に伊勢市消費生活センターへ相談してください。